

新型コロナウイルス対策支援情報（給付金・助成金等の概要）

2021/1/27現在

	給付額・助成額	対象者・要件	申請受付期間	申請者向けホームページ	問い合わせ先
雇用調整助成金（国）	助成率:実際に支払った休業手当額の4/5（中小）、解雇等を行わない場合は9/10特例10/10あり1人1日当たり上限額あり	1. 全業種、 2. 生産指標要件1か月5%以下、 3. 被保険者以外の労働者も対象、 4. 5/19より計画書の提出は不要となりました 5. 被保険者期間要件の撤廃	緊急対応期間(令和2年4月1日～※緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定)	https://site.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/shingatakoronasonandan.html	富山労働局助成金センター 076-432-9162 電話相談（社会保険労務士） 080-8694-6982 080-8694-6983 080-8694-6984
持続化給付金（国）	中小法人等200万円、 個人事業者等100万円 （ただし、昨年1年間かの売上からの減少分を上限とする）	1. ひと月の売上が前年同月比率で50%以上減少している事業者 2. 2019年以前から事業収入があり、今後も継続意思がある事業者 ※下記の方々も、新たに持続化給付金の対象となりました。（収入が50%以上減少していることが条件）提出書類が変わります。 ・主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の方々 ・2020年1月～3月に創業した中小法人等・個人事業者等の方々	申請受付：令和2年5月1日(金)～令和3年1月15日(金)まで ※書類提出「特段の事情がある方の書類の提出期限を2021年1月31日から2021年2月15日(月)まで延長」	https://www.jizokuka-kyufu.jp/	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570
家賃支援給付金（国）	申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6カ月分)を支給。	中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。 ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少	令和2年7月14日(火)～令和3年1月15日(金)24時まで ※特段の事情がある方については、2021年1月31日から2021年2月15日(月)24時まで延長	https://yachin-shien.go.jp/	コールセンター 0120-653-930 (平日・土日祝日8:30～19:30)
個人向け緊急小口資金等（社会福祉協議会）	1. 緊急小口資金（貸付金） 10万円又は20万円以内 2. 総合支援資金（貸付金） 15万円又は20万円以内	1. 一時的な資金が必要な方（主に休業された方） 据置1年以内、償還2年以内、無利子 2. 生活の立て直しが必要な方（主に失業された方） 据置1年以内、償還10年以内、無利子		https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/aigo/seikatsuhogo/seikatsufukushi-shikin1/index.html	地元市町村の社会福祉協議会